

登録免許税を課さない。

登録免許税を課さない。

(国際船舶の所有権の保存登記等の税率の軽減)

**第八十二条の二** 海上運送業を営む者で政令で定めるもの（以下この条において「海上運送事業者」という。）が平成十八年四月一日から平成二十年三月三十日までの間に海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第四十四条の二に規定する国際船舶（以下この条において「国際船舶」という。）を建造した場合又は海上運送事業者が当該期間内に第二条第一項第二号に規定する外国法人から国際船舶を取得した場合において、これらの海上運送事業者が、建造した国際船舶で事業の用に供したことのないもの又は取得した国際船舶で建造された日から五年を経過していないものの所有権の保存の登記を受けるときは、これらの国際船舶の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の二・五とする。

2) 前項に規定する期間内に、海上運送事業者が建造し、又は取得する国際船舶の建造又は取得のための資金の貸付け（当該貸付けに係る債務の保証を含む。）が行われる場合又はこれらの国際船舶の対価の支払方法が延払いによる場合において、その貸付け又は延払いに係る債権（当該保証に係る求償権を含む。）を担保するために受けるこれらの国際船舶を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の二・五とする。

(特定外貿埠頭管理運営者が指定法人からの出資に伴い土地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減)

**第八十二条の三** 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和五十六年法律第二十  
八号）第三条第一項の規定による国土交通大臣の指定を受けた株式会社（次項において「特定外貿埠頭管理運営者」という。）が、海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）の施行の日から平成二十一年三月三十一日までの間に、同法附則第四条第一項の規定により同法附則第三条第一項に規定する指定法人から特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第二条第一項に規定する外貿埠頭の建設並びに貸付け及び改良、維持、災害復旧その他の管理の業務の用に供する不動産として国土交通大臣が定めたもの（以下この条において「外貿埠頭業務用不動産」という。）の出資を受けた場合には、当

該出資に伴う当該外貿埠頭業務用不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該出資後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の十五とする。

- 2 特定外貿埠頭管理運営者が、海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の施行の日から平成二十年三月三十一日までの間に、同法附則第三条第一項に規定する指定法人から外貿埠頭業務用不動産の出資を受けた場合における前項の規定の適用については、同項中「千分の十五」とあるのは、「千分の八」とする。

(認定民間都市再生事業計画等に基づき土地等を取得した場合等の所有権の移転登記等の税率の軽減)

第八十三条 都市再生特別措置法第二十三条规定する認定事業者が、認定民間都市再生事業計画（平成十八年四月一日から平成十九年三月三十日までの間に同法第二十一条第一項又は第二十四条第一項の規定による国土交通大臣の認定を受けた同法第二十五条に規定された同法第二十五条に規定する認定計画をいう。次項において同じ。）に基づき特定民間都市再生事業（同法第二十五条に規定する都市再生事業のうち政令で定めるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）の用に供するため、当該認定の日から二年以内に当該特定民間都市再生事業の同法第二十条第二項第一号に規定する事業区域内の土地の所有権の取得をした場合には、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の八とする。

(認定民間都市再生事業計画等に基づき土地等を取得した場合等の所有権の移転登記等の税率の軽減)

第八十三条 都市再生特別措置法第二十三条规定する認定事業者が、認定民間都市再生事業計画（平成十八年三月三十一日までに同法第二十一条第一項又は第二十四条第一項の規定による国土交通大臣の認定を受けた同法第二十五条に規定する認定計画をいう。以下第四項までにおいて同じ。）に基づき特定民間都市再生事業（同法第二十五条に規定する都市再生事業のうち政令で定めるものをいう。以下第四項までにおいて同じ。）の用に供するため、当該認定の日から二年以内に当該特定民間都市再生事業の同法第二十条第二項第一号に規定する事業区域内の土地の所有権の取得をした場合には、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の七とする。

- 2 都市再生特別措置法第二十三条规定する認定事業者が、認定民間都市再生事業計画に基づき当該認定民間都市再生事業計画に係る同法第二十一条第一項又は第二十四条第一項の規定による国土交通大臣による認定の日から三年以内に特定民間都市再生事業の用に供する建築物の建築をした場合には、当該建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めることにより当該建築後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一・五とする。

- 3 都市再生特別措置法第二十三条规定する認定事業者が、認定民間都市再生事業計画に基づき特定民間都市再生事業の用に供する建築物の建築をした場合には、当該建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めることにより当該建築後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の三とする。

(特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記等の税率の軽減)

**第八十三条の三 特定目的会社**（資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。以下この項において同じ。）で第一号に掲げる要件を満たすものが、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から平成二十年三月三十一日までの間に、同条第四項に規定する資産流動化計画に基づき特定不動産（特定目的会社が取得する同条第一項に規定する特定資産のうち不動産（宅地建物取引業法の宅地又は建物をいう。以下この条において同じ。）、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。以下この項において同じ。）で第二号に掲げる要件を満たすもの又は指名金銭債権を取得した場合には、当該特定不動産又は指名金銭債権の取得に伴う不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、所有権の移転の登記につては千分の一八とし、質権又は抵当権の移転の登記にあつては千分の一五とする。

一 次に掲げるすべての要件を満たすものであること。

イ 資産の流動化に関する法律第四条第一項の規定による届出を行つてていること

(特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記等の税率の軽減)

**第八十三条の三 特定目的会社**（資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。以下この項において同じ。）で第一号に掲げる要件を満たすものが、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間に、同条第四項に規定する資産流動化計画に基づき特定不動産（特定目的会社が取得する同条第一項に規定する特定資産のうち不動産（宅地建物取引業法の宅地又は建物をいう。以下この条において同じ。）、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。以下この項において同じ。）で第二号に掲げる要件を満たすもの又は指名金銭債権を取得した場合には、当該特定不動産又は指名金銭債権の取得に伴う不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、所有権の移転の登記につては千分の六とし、質権又は抵当権の移転の登記にあつては千分の一とする。

一 同 上

イ 資産の流動化に関する法律第三条第一項の規定による届出を行つていること

第二十条第二項第一号に規定する事業区域内の土地に関する権利を有していた者が、当該認定民間都市再生事業計画に基づき、当該認定民間都市再生事業計画の認定の日から二年以内に当該特定民間都市再生事業を実施する同法第二十三条に規定する認定事業者又は独立行政法人都市再生機構（以下この項において「認定事業者等」という。）に当該土地に関する権利の譲渡をし、当該譲渡をした権利に代わるものとして当該認定事業者等から当該認定民間都市再生事業計画に従つて建築された建築物の敷地の用に供されている土地の所有権を取得した場合には、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の八とする。

と。

口省略

ハ 資産流動化計画に特定不動産の価額（資産の流動化に関する法律第四条第三項第三号に規定する契約書に記載されている価額をいう。以下この号において同じ。）の合計額の当該特定目的会社が有する同法第二条第一項に規定する特定資産の価額の合計額に占める割合（次号において「特定不動産の割合」という。）を百分の七十五以上とする旨の定めがあること。

二省略

3 投資会社等（投資信託及び投資法人に関する法律（以下この項及び次項において「投資法人法」という。）第四条に規定する信託会社等をいう。以下この項において同じ。）が、投資信託（投資法人法第二条第三項に規定する投資信託をいう。以下この項において同じ。）で第一号に掲げる要件を満たすものを引き受けたことにより、平成十三年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に、投資信託約款（投資法人法第二十五条第一項又は第四十九条の四第一項に規定する投資信託約款をいう。以下この項において同じ。）に従い特定資産（投資法人法第二条第一項に規定する特定資産をいう。以下この項及び次項において同じ。）のうち不動産の所有権を取得した場合（当該投資信託において運用されている特定資産が第二号に掲げる要件を満たす場合に限る。）には、当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかるはず、千分の八とする。

一・二省略

3 投資法人（投資法人法第二条第十九項に規定する投資法人をいう。以下この項において同じ。）で第一号に掲げる要件を満たすものが、平成十三年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に、投資法人法第六十七条第一項に規定する規約（以下この項において「規約」という。）に従い特定資産のうち不動産の所有権を取得した場合（当該投資法人において運用されている特定資産が第二号に掲げる要件を満たす場合に限る。）には、当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかるはず、千分の八とする。

一・二省略

と。

口同上

ハ 資産流動化計画に特定不動産の価額（資産の流動化に関する法律第三条第三項第三号に規定する契約書に記載されている価額をいう。以下この号において同じ。）の合計額の当該特定目的会社が有する同法第二条第一項に規定する特定資産の価額の合計額に占める割合（次号において「特定不動産の割合」という。）を百分の七十五以上とする旨の定めがあること。

二同上

3 投資会社等（投資信託及び投資法人に関する法律（以下この項及び次項において「投資法人法」という。）第四条に規定する信託会社等をいう。以下この項において同じ。）が、投資信託（投資法人法第二条第三項に規定する投資信託をいう。以下この項において同じ。）で第一号に掲げる要件を満たすものを引き受けたことにより、平成十三年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に、投資信託約款（投資法人法第二十五条第一項又は第四十九条の四第一項に規定する投資信託約款をいう。以下この項において同じ。）に従い特定資産（投資法人法第二条第一項に規定する特定資産をいう。以下この項及び次項において同じ。）のうち不動産の所有権を取得した場合（当該投資信託において運用されている特定資産が第二号に掲げる要件を満たす場合に限る。）には、当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかるはず、千分の六とする。

一・二同上

3 投資法人（投資法人法第二条第十九項に規定する投資法人をいう。以下この項において同じ。）で第一号に掲げる要件を満たすものが、平成十三年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に、投資法人法第六十七条第一項に規定する規約（以下この項において「規約」という。）に従い特定資産のうち不動産の所有権を取得した場合（当該投資法人において運用されている特定資産が第二号に掲げる要件を満たす場合に限る。）には、当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかるはず、千分の六とする。

一・二同上

(独立行政法人等の権利又は資産の承継に伴う登記等の免税)

**第八十四条の三** 次の表の上欄に掲げる法人が、同表の下欄に掲げる規定により権利を承継する場合又は資産を承継する場合におけるこれらの承継に伴う権利又は資産に係る登記又は登録については、登録免許税を課さない。

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第二百八十号）附則第二条第一項及び第三条第一項
独立行政法人農林漁業信用基金法附則第三条第一項	
独立行政法人農林漁業信用基	
独立行政法人農林漁業信用基金法附則第三条第一項	

2~5 省 略

(動産譲渡登記等に係る登録免許税の税率の特例)

第八十四条の四個人又は法人が、登録免許税法別表第一第九号の動産の譲渡又は債権の譲渡若しくは質権の設定について次の各号に掲げる登記（第二号に掲げる登記にあつては、同号の債権又は同号の質権の目的とされた債権の個数が五千個以下であるものに限る。）を受ける場合には、当該登記に係る登録免許税の税率は、同法第九条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一~3 省 略

(独立行政法人等の権利又は資産の承継に伴う登記等の免税)

**第八十四条の三 同 上**

独立行政法人中小企業基盤整備機構	中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律附則第二条第一項及び第四条第一項並びに中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十五号）附則第三条第一項
独立行政法人日本原子力研究開発機構	独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第二百五十五号）附則第二条第一項及び第三条第一項
同 上	同 上
同 上	同 上

2~5 同 上

(動産譲渡登記等に係る登録免許税の税率の特例)

第八十四条の四個人又は法人が、登録免許税法別表第一第八号の二の動産の譲渡又は債権の譲渡若しくは質権の設定について次の各号に掲げる登記（第二号に掲げる登記にあつては、同号の債権又は同号の質権の目的とされた債権の個数が五千個以下であるものに限る。）を受ける場合には、当該登記に係る登録免許税の税率は、同法第九条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一~3 同 上

## (産業再生委員会等の委員の登記に係る課税の特例)

**第八十四条の五** 株式会社産業再生機構の登記に係る登録免許税については、登録免許税法別表第一第二十四号(一)カ中「若しくは特別取締役」とあるのは、「特別取締役若しくは株式会社産業再生機構法(平成十五年法律第二十七号)第十八条第一項(登記)の委員」とする。

**2 日本郵政株式会社の登記に係る登録免許税**については、登録免許税法別表第一第二十四号(一)カ中「若しくは特別取締役」とあるのは、「特別取締役若しくは郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第四十六条第一項(登記)の委員」とする。

## (清酒等に係る酒税の税率の特例)

**第八十七条 酒税法第三条第七号に規定する清酒、同条第八号に規定する合成清酒、同条第九号に規定する連続式蒸留しようちゅう、同条第十号に規定する単式蒸留しようちゅう、同条第十三号に規定する果実酒又は同条第十八号に規定する発泡酒(同法第二十三条第二項第一号又は第二号に掲げるものに該当するものに限る。以下この条において「発泡酒」という。)(以下この条において「清酒等」という。)の製造者が、平成元年四月一日(合成清酒及び発泡酒にあつては、平成十五年四月一日)から平成二十年三月三十一日までの間に酒類の製造場から清酒等を移出する場合において、その年度(その年の四月一日からその年の翌年三月三十日までの間をいう。以下この条において同じ。)の開始前一年間における清酒等のそれぞれの酒類(同法第二十八条又は第二十九条の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同じ。)の製造場から移出した数量が千三百キロリットル以下であるときは、当該清酒等の製造者がその年度に酒類の製造場から移出する清酒等(当該三千三百キロリットル以下である清酒等の品目と同じ品目の酒類であるものに限り、当該移出につき同法第三十条第三項の規定の適用を受けるものを除く。)の二百キロリットルまでのものに係る酒税の税額は、同法第二十三条及び次条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる酒類の移出の日が同表の中欄に掲げる期間のいずれに属するかに応じ、これらの規定により計算した金額に同表の下欄に定める割合を乗じて計算した金額とする。**

## (産業再生委員会等の委員の登記に係る課税の特例)

**第八十四条の五** 株式会社産業再生機構の登記に係る登録免許税については、登録免許税法別表第一第二十九号(一)カ中「重要財産委員若しくは」とあるのは、「重要財産委員、株式会社産業再生機構法(平成十五年法律第二十七号)第十八条第一項(登記)の委員若しくは」とする。

**2 日本郵政株式会社の登記に係る登録免許税**については、登録免許税法別表第一第二十九号(一)カ中「重要財産委員若しくは」とあるのは、「重要財産委員、郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第四十六条第一項(登記)の委員若しくは」とする。

## (清酒等に係る酒税の税率の特例)

**第八十七条 酒税法第三条第三号に規定する清酒若しくは同条第四号に規定する合成清酒(第八十七条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「合成清酒」という。)又は同法第四条第一項に規定するしようちゅう甲類、しようちゅう乙類、果実酒若しくは発泡酒(同法第二十二条第一項第十号イ(1)に該当するものを除く。以下この条において「発泡酒」という。)(以下この条において「清酒等」という。)の製造者が、平成元年四月一日(合成清酒及び発泡酒にあつては、平成十五年四月一日)から平成二十年三月三十一日までの間に酒類の製造場から清酒等を移出する場合において、その年度(その年の四月一日からその年の翌年三月三十日までの間をいう。以下この条において同じ。)の開始前一年間における清酒等のそれぞれの酒類(同法第二十八条又は第二十九条の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同じ。)の製造場から移出した数量が千三百キロリットル以下であるときは、当該清酒等の製造者がその年度に酒類の製造場から移出する清酒等(当該三千三百キロリットル以下である清酒等の品目と同じ品目の酒類であるものに限り、当該移出につき同法第三十条第三項の規定の適用を受けるものを除く。)の二百キロリットルまでのものに係る酒税の税額は、同法第三章及び次条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる酒類の移出の日が同表の中欄に掲げる期間のいずれに属するかに応じ、これらの規定により計算した金額に同表の下欄に定める割合を乗じて計算した金額とする。**

酒類	期間	割合
清酒又は連續式蒸留しようちゅう	平成十五年四月一日から平成十八年三月三十日まで	百分の七十
省略	平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	百分の七十五
省略	平成十五年四月一日から平成十九年三月三十日まで	百分の七十
省略	平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	百分の七十五

(低アルコール分の蒸留酒類等に係る酒税の税率の特例)

**第八十七条の二** 平成十八年五月一日以後に酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる酒税法第三条第五号に規定する蒸留酒類（同号ホに掲げる酒類及び発泡性を有するものを除く。）及び同条第二十一号に規定するリキュール（発泡性を有するものを除く。）でアルコール分（同条第一号に規定するアルコール分をいう。以下この条において同じ。）が十三度未満のもの（リキュールについては、アルコール分が十二度未満のものに限る。）に係る酒税の税率は、同法第二十三条の規定にかかるらず、次の各号に掲げる区分に応じ、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。

一 アルコール分が九度未満のもの 八万円

二 アルコール分が九度以上十三度未満のもの 八万円にアルコール分が八度を超える一度ごとに一万円を加えた金額

第八十七条の三及び第八十七条の四 削除

酒類	期間	割合
清酒又はしそうちゅう甲類	同上	同上
しょうちゅう乙類	同上	同上
同上	同上	同上
同上	同上	同上
同上	同上	同上

(低アルコール分のしょうちゅう等に係る酒税の税率の特例)

**第八十七条の二** 平成九年十月一日から平成十年四月三十日までの間に酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる次の表の上欄に掲げる酒類（発泡性を有するものを除く。次項から第四項までにおいて同じ。）でアルコール分（酒税法第三条第一号に規定するアルコール分をいう。以下この条及び次条において同じ。）が十三度未満のもの（リキュール類については、アルコール分が十二度未満のものに限る。次項から第四項までにおいて同じ。）に対する酒税の税率は、同法第二十二条第一項並びに酒税法の一部を改正する法律（平成九年法律第二十一号）附則第四条第一項及び第二項の規定によりなおその効力を有するものとされ同条第一項及び第二項の規定により読み替えられた同法による改正前の酒税法第二十二条第一項の規定にかかるらず、同表に掲げる区分に応じ、一キロリットルにつき、第五項に掲げる算式により算出した金額とする。

種類	酒類	基準アル
品目	基準税率	
コール分		

21  
平成十年五月一日から同年九月三十日までの間に酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる次の表の上欄に掲げる酒類でアルコール分が十三度未満のものに対する酒税の税率は、酒税法第二十二条第一項及び酒税法の一部を改正する法律(平成九年法律第二十一号)附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされ同項の規定により読み替えられた同法による改正前の酒税法第二十二条第一項の規定にかかわらず、同表に掲げる区分に応じ、一キロリットルにつき、第五項に掲げる算式により算出した金額とする。

3

平成十年十月一日から平成十二年九月三十日までの間に酒類の製造場から移出され、又は保稅地域から引き取られる次の表の上欄に掲げる酒類でアルコール分が十三度未満のものに対する酒税の税率は、酒税法第二十二条第一項及び酒税法の一部を改正する法律（平成九年法律第二十一号）附則第四条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされ同項の規定により読み替えられた同法による改正前の酒税法第二十二条第一項の規定にかかわらず、同表に掲げる区分に応じ一キロリットルにつき、第五項に掲げる算式により算出した金額とする。

種類	品目	酒類		基準アル	基準税率
		品目	コール分		
リキュール類	スピリッツ	四十度	二十五度	二十四五度	二十四万八千百円
ウイスキー類	スピリッツ	三十七度	三十六万七千百八十八円	十九万九千四百円	
スピリッツ類	スピリッツ	十二度	十一万九千八十八円		

4  
平成十二年十月一日以後に酒類の製造場から移出され、又は保稅地域から引き取られる次の表の上欄に掲げる酒類でアルコール分が十三度未満のものに対する酒税の税率は、酒税法第二十二条第一項の規定にかかわらず、同表に掲げる区分に応じ一キロリットルにつき、次項に掲げる算式により算出した金額とする。

種類	品目	基準アル	基準税率
しおうちゅう	コール分	二十五度	
		二十四万八千百円	

ウイスキー類		四十度	四十万九千円
スピリッツ類	スピリッツ	三十七度	三十六万七千百八十八円
リキュール類		十一度	十一万九千八十八円

5| 前各項に規定する算式は、次に掲げるものとし、当該算出の過程において生ずる一円未満の端数の金額及び当該酒類のアルコール分の度数の一一度未満の端数は、切り捨てて計算するものとする。

$$\text{当該酒類に対する税率} = \frac{\text{当該酒類の基準税率}}{\text{当該酒類の基準アルコール分}} \times \text{当該酒類のアルコール分の度数} \quad (\text{当該酒類のアルコール分が8度未満の場合には8度})$$

6| 第一項から第四項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一| しょうちゅう又はしょうちゅう甲類若しくはしょうちゅう乙類をいう。

二| ウイスキー類 酒税法第三条第九号に規定するウイスキー類をいう。

三| スピリッツ類又はスピリッツ 酒税法第三条第十号に規定するスピリッツ類又は同法第四条第一項に規定するスピリッツをいう。

四| リキュール類 酒税法第三条第十一号に規定するリキュール類をいう。

#### (合成清酒等に係る酒税の特例)

第八十七条の三 酒税法第三条第四号に規定する合成清酒（次項において「合成清酒」という。）、同条第六号に規定するみりん（第三項において「みりん」という。）及び同法第四条第一項に規定するその他の雑酒（同法第二十二条第一項第十号ハ(1)に掲げるものに限る。第四項において「みりん類似雑酒」という。）に対する酒税の税率は、同法第二十二条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。

- 一| アルコール分が二十五度以上二十六度未満のもの 二十四万八千円
- 二| アルコール分が二十六度以上のもの 二十四万八千百円にアルコール分が二十五度を超える一度ことに九千九百二十四円を加えた金額
- 三| アルコール分が二十五度未満二十一度以上のもの 二十四万八千百円からア

ルコール分が二十五度を下る一度（一度未満の端数があるときは、その端数は一度とみなす。）ごとに九千九百二十四円を引いた金額。

四 アルコール分が二十一度未満十三度以上のもの 十九万八千四百八十九円

五 アルコール分が十三度未満八度以上のもの 十二万九千十二円からアルコール分が十三度を下る一度（一度未満の端数があるときは、その端数は一度とみなす。）ごとに九千九百二十四円を引いた金額。

六 アルコール分が八度未満のもの 七万九千三百九十二円

2 次に掲げるすべての要件を満たす合成清酒については、前項の規定は、適用しない。

一 アルコール分が十六度未満で、エキス分（酒税法第三条第二号に規定するエキス分をいう。以下この条において同じ。）が五度以上であること。

二 財務省令で定める方法により測定した場合における原容量十立方センチメートル中に含有するアミノ酸を中和する〇・一モル毎リットルの水酸化ナトリウム水溶液の容量が〇・五立方センチメートル以上であること。

三 財務省令で定める方法により測定した場合における原容量十立方センチメートル中に含有する酸を中和する〇・一モル毎リットルの水酸化ナトリウム水溶液の容量が一立方センチメートル以上であること。

3 次に掲げるすべての要件を満たすみりんについては、第一項の規定は、適用しない。

一 アルコール分が十五度未満で、エキス分が四十度以上であること。

二 原料中ぶどう糖及び水あめ（酒税法第四十三条第一項第五号の規定に該当する場合において使用されたぶどう糖及び水あめを含む。次号において「原料ぶどう糖等」という。）の重量の合計が白米（玄米からその表層部を取り除いた米をいい、米こうじの製造に使用した白米を含む。）の重量の二・五倍以下であること。

三 温度十五度の時における原容量百立方センチメートル当たりの原料として使用された原料ぶどう糖等の固形分の重量が温度十五度の時における原容量百立方センチメートル中に含有する不揮発性成分の重量の百分の八十以下であること。

4 次に掲げるすべての要件を満たすみりん類似雑酒については、第一項の規定は適用しない。

一 アルコール分が十五度未満で、エキス分が十六度以上であること。

二 財務省令で定める方法により測定した場合における光を吸収する度合が〇・

二以上であること。

#### 第八十七条の四 削除

##### (入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例)

第八十七条の五 保税地域から引き取られる酒類のうち、平成十九年三月三十一日までに、本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する次の各号に掲げる酒類（以下この条において「ウイスキー等」という。）に係る酒税の税率は、酒税法第二十三条及び第八十七条の二の規定にかかわらず、当該各号に掲げる酒類の区分に応じ、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。ただし、その者が入国の際に携帯して輸入するウイスキー等又は別送して輸入するウイスキー等のそれぞれの全部について当該各号に定める税率によることを希望しない旨を当該者の入国情地の所轄税関長に申し出たときは、この限りでない。

##### 一四省略

##### 2省略

##### (ビールに係る酒税の税率の特例)

第八十七条の六 平成十五年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に初めて酒税法第七条第一項の規定によりビール（同法第三条第十二号に規定するビールをいう。以下この条において同じ。）の製造免許を受けた者が、当該製造免許を受けた日から五年を経過する日の属する月の末日までの間に酒類の製造場からビールを移出する場合において、その年度（その年の四月一日からその年の翌年三月三十一日までの間をいう。以下この条において同じ。）の開始前一年間におけるビール（同法第二十八条又は第二十九条の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）の製造場から移出した数量が千三百キロリットル以下であるときは、当該ビールの製造者がその年度に酒類の製造場から移出するビール（当該移出につき同法第三十条第三項の規定の適用を受けるものを除く。）の二百キロリットル（政令で定める場合にあつては、政令で定める方法により計算した数量）までのものに係る酒税の税額は、同法第二十三条规定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に百分の八十を乗じて計算した金額とする。

##### 2 平成十五年三月三十一日以前に酒税法第七条第一項の規定によりビールの製造

##### (入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例)

第八十七条の五 保税地域から引き取られる酒類のうち、平成十八年三月三十一日までに、本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する次の各号に掲げる酒類（以下この条において「ウイスキー等」という。）に係る酒税の税率は、酒税法第三章及び第八十七条の二の規定にかかわらず、当該各号に掲げる酒類の区分に応じ、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。ただし、その者が入国の際に携帯して輸入するウイスキー等又は別送して輸入するウイスキー等のそれぞれの全部について当該各号に定める税率によることを希望しない旨を当該者の入国情地の所轄税関長に申し出たときは、この限りでない。

##### 一四同上

##### 2同上

##### (ビールに係る酒税の税率の特例)

第八十七条の六 平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に初めて酒税法第七条第一項の規定によりビール（同法第三条第七号に規定するビールをいう。以下この条において同じ。）の製造免許を受けた者が、当該製造免許を受けた日から三年を経過する日の属する月の末日までの間に酒類の製造場からビールを移出する場合において、その年度（その年の四月一日からその年の翌年三月三十一日までの間をいう。以下この条において同じ。）の開始前一年間におけるビール（同法第二十八条又は第二十九条の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）の製造場から移出した数量が千三百キロリットル以下であるときは、当該ビールの製造者がその年度に酒類の製造場から移出するビール（当該移出につき同法第三十条第三項の規定の適用を受けるものを除く。）の二百キロリットル（政令で定める場合にあつては、政令で定める方法により計算した数量）までのものに係る酒税の税額は、同法第二十二条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に百分の八十を乗じて計算した金額とする。

##### 2 平成十五年三月三十一日以前に酒税法第七条第一項の規定によりビールの製造

免許を受けた者が、平成十五年四月一日から平成二十年三月三十日までの間に酒類の製造場からビールを移出する場合において、その年度の開始前一年間におけるビール（同法第二十八条又は第二十九条の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）の製造場から移出した数量が千三百キロリットル以下であるときは、当該ビールの製造者がその年度に酒類の製造場から移出するビール（当該移出につき同法第三十条第三項の規定の適用を受けるものを除く。）の二百キロリットルまでのものに係る酒税の税額は、同法第二十三条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に百分の八十を乗じて計算した金額とする。

### 3 省略

#### （たばこ税の税率の特例）

第八十八条 平成十一年五月一日から平成十五年六月三十日までの間に、製造たばこの製造場から移出される製造たばこ又は保税地域から引き取られる製造たばこ（たばこ税法第十一條第二項に規定する特定販売業者以外の者により保税地域から引き取られるものを除く。次項及び第三項において同じ。）に係るたばこ税の税率は、同条第一項の規定にかかわらず、千本につき二千七百十六円とする。

2 平成十五年七月一日から平成十八年六月三十日までの間に、製造たばこの製造場から移出される製造たばこ又は保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率は、たばこ税法第十一條第一項の規定にかかわらず、千本につき三千五百五十一円とする。

3 平成十八年七月一日以後に、製造たばこの製造場から移出される製造たばこ又は保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率は、たばこ税法第十一條第一項の規定にかかわらず、当分の間、千本につき三千五百五十一円とする。

### 4 省略

5 平成十五年七月一日から平成十八年六月三十日までの間に、製造たばこの製造場から移出される製造たばこのうちたばこ税法附則第二条に規定する第一種の製造たばこに係るたばこ税の税率は、同条及び第二項の規定にかかわらず、千本につき千四百八十四円とする。

6 平成十八年七月一日以後に、製造たばこの製造場から移出される製造たばこのうちたばこ税法附則第二条に規定する第一種の製造たばこに係るたばこ税の税率は、同条及び第三項の規定にかかわらず、当分の間、千本につき千六百八十六円

免許を受けた者が、平成十五年四月一日から平成十八年三月三十日までの間に酒類の製造場からビールを移出する場合において、その年度の開始前一年間におけるビール（同法第二十八条又は第二十九条の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）の製造場から移出した数量が千三百キロリットル以下であるときは、当該ビールの製造者がその年度に酒類の製造場から移出するビール（当該移出につき同法第三十条第三項の規定の適用を受けるものを除く。）の二百キロリットルまでのものに係る酒税の税額は、同法第二十二条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に百分の八十を乗じて計算した金額とする。

### 3 同上

#### （たばこ税の税率の特例）

第八十八条 平成十一年五月一日から平成十五年六月三十日までの間に、製造たばこの製造場から移出される製造たばこ又は保税地域から引き取られる製造たばこ（たばこ税法第十一條第二項に規定する特定販売業者以外の者により保税地域から引き取られるものを除く。次項において同じ。）に係るたばこ税の税率は、同条第一項の規定にかかわらず、千本につき二千七百十六円とする。

2 平成十五年七月一日以後に、製造たばこの製造場から移出される製造たばこ又は保税地域から引き取られる製造たばこに係るたばこ税の税率は、たばこ税法第十一條第一項の規定にかかわらず、当分の間、千本につき三千五百五十一円とする。

### 4 同上

4 平成十五年七月一日以後に、製造たばこの製造場から移出される製造たばこのうちたばこ税法附則第二条に規定する第一種の製造たばこに係るたばこ税の税率は、同条及び第二項の規定にかかわらず、当分の間、千本につき千四百八十四円とする。

とする。

(入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例)

第八十八条の二 たばこ税法第十一条第二項に規定する特定販売業者以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこのうち、平成十九年三月三十一日までに本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する同法第二条第二項第一号に規定する第一種の製造たばこに係るたばこ税の税率は、同法第十一条第二項の規定にかかわらず、千本につき七千円とする。

2 省略

(引取りに係る石油製品等の免税)

第九十条の四 原油、石油製品及びガス状炭化水素のうち、次に掲げるもの（以下この条において「石油製品等」という。）を、保税地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定める手続により、平成二十年三月三十一日までに、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該石油製品等を引き取るときは、当該引取りに係る石油石炭税を免除する。

2-5 省略

(石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付)

第九十条の五 石油化学製品で政令で定めるものの製造者が、平成二十年三月三十一日までに、政令で定める手続によりその製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けて原油又は関税定率法別表第二七一〇・一九号の一の(三)に掲げる粗油で石油石炭税課税済みのもの（以下この節において「課税済みの原油等」という。）から本邦において製造された第九十条の四第一項第二号に掲げる揮発油又は同項第三号に掲げる灯油若しくは軽油（以下この条において「特定揮発油等」という。）を原料に用いて当該石油化学製品を製造した場合には、政令で定めるところにより、その原料に供した特定揮発油等につき、石油石炭税法第九条第一号に規定する税率により算出した石油石炭税額に相当する金額を当該特定揮発油等の製造者に（当該特定揮発油等の製造者が当該特定揮発油等の原料とされた課税済みの原油等に係る石油石炭税の納税者でない場合は、当該課税済みの原油等につき当該特定揮発油等の製造者が当該石油石炭税を納付したものとみなして

(入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例)

第八十八条の二 たばこ税法第十一条第二項に規定する特定販売業者以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこのうち、平成十八年三月三十一日までに本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する同法第二条第二項第一号に規定する第一種の製造たばこに係るたばこ税の税率は、同法第十一条第二項の規定にかかわらず、千本につき六千円とする。

2 同上

(引取りに係る石油製品等の免税)

第九十条の四 原油、石油製品及びガス状炭化水素のうち、次に掲げるもの（以下この条において「石油製品等」という。）を、保税地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定める手続により、平成十八年三月三十一日までに、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該石油製品等を引き取るときは、当該引取りに係る石油石炭税を免除する。

2-5 同上

(石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付)

第九十条の五 石油化学製品で政令で定めるものの製造者が、平成十八年三月三十一日までに、政令で定める手続によりその製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けて原油又は関税定率法別表第二七一〇・一九号の一の(三)に掲げる粗油で石油石炭税課税済みのもの（以下この節において「課税済みの原油等」という。）から本邦において製造された第九十条の四第一項第二号に掲げる揮発油又は同項第三号に掲げる灯油若しくは軽油（以下この条において「特定揮発油等」という。）を原料に用いて当該石油化学製品を製造した場合には、政令で定めるところにより、その原料に供した特定揮発油等につき、石油石炭税法第九条第一号に規定する税率により算出した石油石炭税額に相当する金額を当該特定揮発油等の製造者に（当該特定揮発油等の製造者が当該特定揮発油等の原料とされた課税済みの原油等に係る石油石炭税の納税者でない場合は、当該課税済みの原油等につき当該特定揮発油等の製造者が当該石油石炭税を納付したものとみなして

、当該特定揮発油等の製造者に）還付する。

## 216 省略

、当該特定揮発油等の製造者に）還付する。

## 216 同上

### （特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付）

第九十条の六 農林漁業を営む者が、平成二十年三月三十一日までに、課税済みの原油等から本邦において製造された関税定率法別表第二七一〇・一九号の一の〔三〕のAに掲げる重油で農林漁業の用に供するものをその用途に供するため政令で定める方法により購入した場合には、政令で定めるところにより、その購入した重油につき、石油石炭税法第九条第一号に規定する税率により算出した石油石炭税額に相当する金額を当該重油の製造者に（当該重油の製造者が当該重油の原料とされた課税済みの原油等に係る石油石炭税の納税者でない場合にあっては、当該課税済みの原油等につき当該重油の製造者が当該石油石炭税を納付したもののみなして、当該重油の製造者に）還付する。

## 216 省略

### （自動車重量税率の特例）

第九十条の十一 昭和五十一年五月一日から平成二十年四月三十日までの間に自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受ける検査自動車及び届出軽自動車に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税率法第七条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる自動車の区分に応じ、一両につき、次に掲げる税率により計算した金額（道路運送車両法第六十三条に規定する臨時検査に係る自動車にあつては、当該金額に○・五を乗じて得た金額）とする。

一 道路運送法第二条第二項に規定する自動車運送事業又は貨物利用運送事業法

（平成元年法律第八十二号）第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業を經營する者がこれらの事業の用に供する自動車

イ 檢査自動車のうち、自動車検査証の有効期間が三年と定められている二輪の小型自動車（道路運送車両法第六十一条第三項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く。）五千百円

ロ 檢査自動車のうち、自動車検査証の有効期間が二年と定められているもの（道路運送車両法第六十一条第三項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く。）及び自動車検査証の有効期間が三年と定められているもの（同項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く。）自動車検査証の有効期間が二年未満に短縮されるもの（

### （特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付）

第九十条の六 農林漁業を営む者が、平成十八年三月三十一日までに、課税済みの原油等から本邦において製造された関税定率法別表第二七一〇・一九号の一の〔三〕のAに掲げる重油で農林漁業の用に供するものをその用途に供するため政令で定める方法により購入した場合には、政令で定めるところにより、その購入した重油につき、石油石炭税法第九条第一号に規定する税率により算出した石油石炭税額に相当する金額を当該重油の製造者に（当該重油の製造者が当該重油の原料とされた課税済みの原油等に係る石油石炭税の納税者でない場合にあっては、当該課税済みの原油等につき当該重油の製造者が当該石油石炭税を納付したもののみなして、当該重油の製造者に）還付する。

## 216 同上

### （自動車重量税率の特例）

第九十条の十一 同上

一 同上

イ 檢査自動車のうち自動車検査証の有効期間が二年と定められているもの（道路運送車両法第六十一条第三項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く。）及び自動車検査証の有効期間が三年と定められているもの（同項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く。）

(1) (2) 及び(3)に掲げる自動車以外の自動車	五千六百円
車両総重量が一トン以下のもの	車両総重量一トン又はその端数 ごとに五千六百円
車両総重量が一トンを超えるもの	五千六百円
二輪の小型自動車	三千四百円
軽自動車	五千六百円
八 検査自動車のうちイ及びロに掲げる自動車以外のもの	三千四百円
乗用自動車 (3) 及び(4)に掲げる自動車を除く。)	五千六百円
(1) 車両重量が○・五トン以下のもの	二千八百円
(2) 車両重量が○・五トンを超えるもの	車両重量○・五トン又はその端 数ごとに二千八百円
(i) (1)、(3) 及び(4)に掲げる自動車以外の自動車	二千八百円
(ii) 車両総重量が一トン以下のもの	二千八百円
車両総重量が一トンを超えるもの	車両総重量一トン又はその端 数ごとに二千八百円
二  届出軽自動車	二千八百円
二  二輪の小型自動車	二千八百円
二  軽自動車	二千八百円
二  二輪の軽自動車	二千八百円
二  前号に掲げる自動車以外の軽自動車	二千八百円
二  (2)に掲げる軽自動車以外の軽自動車	二千八百円
二  二輪の軽自動車	二千八百円
イ 検査自動車のうち自動車検査証の有効期間が三年と定められているもの (道路運送車両法第六十一条第三項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く。)	二千八百円
(1) 乗用自動車 (2) 及び(3)に掲げる自動車を除く。)	二千八百円
(2) 車両重量が○・五トン以下のもの	二千八百円
(i) 車両重量が○・五トンを超えるもの	車両重量○・五トン又はその端 数ごとに二千八百円
(ii) 車両重量が○・五トンを超えるもの	車両重量○・五トン又はその端 数ごとに二千八百円
二輪の小型自動車	七千五百円
省略	一万三千二百円

#### (株式分割等に係る株券等の印紙税の非課税)

##### 第九十一条の四 証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所（次項において「証券取引所」という。）に上場されている株式又は同法第七十五条第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である法人が、

平成五年一月一日以後に行われた会社法第一百八十三条第二項の規定による株式の分割及び同法第一百八十六条第三項の規定による株式無償割当て（以下この項において「株式の分割等」という。）に係る取締役会の決議（同法第二条第十二号に規定する委員会設置会社における執行役の決定を含む。以下この項において同じ。）又は同法第四百六十六条の規定による同法第二条第二十号に規定する単元株式数（以下この項において「単元株式数」という。）の変更に係る株主総会の決議若しくは同法第一百九十五条第一項の規定による単元株式数の変更に係る取締役会の決議に基づき平成五年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に作成する株券のうち、次に掲げるもの（当該株式の分割等の日又は単元株式数の変更の日の属する事業年度（法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。次項において同じ。）において作成するものに限る。）については、印紙税を課さない。

一 発行済株式の総数から会社法第一百十三条第四項に規定する自己株式（以下この号において「自己株式」という。）の数を控除した数の二分の一に相当する数以上の自己株式以外の株式を増加させる株式の分割等（当該株式の分割等に併せて単元株式数を増加させる株式の分割等）あつては、政令で定めるものに限る。）により、その株主の有する株式の数に応じて新たに発行する株券

二 単元株式数の変更（単元株式数を二分の一以下に変更する場合に限るものとし、当該変更に併せて株式の併合を行う場合を除く。）により、その株主から提出された株券と交換するために新たに発行する株券

三 第一号に規定する株式の分割等又は前号に規定する単元株式数の変更により、新たに一株又は単元株式数となることに伴い発行される一株の株券及び単元株式数の株券

#### (株式分割等に係る株券等の印紙税の非課税)

##### 第九十一条の四 証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所（次項において「証券取引所」という。）に上場されている株式又は同法第七十五条第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である法人が、

平成五年一月一日以後に行われた商法第二百十八条第一項の規定による株式の分割に係る取締役会の決議（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社における執行役の決定を含む。以下この項において同じ。）又は商法第三百四十二条第一項の規定による同法第二百二十二条第一項本文に規定する一単元の株式の数（以下この項において「一単元の株式の数」という。）の変更に係る株主総会の決議若しくは同条第二項の規定による一単元の株式の数の変更に係る取締役会の決議に基づき平成五年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に作成する株券のうち、次に掲げるもの（当該株式の分割の日又は一単元の株式の数の変更の日の属する事業年度（法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。次項において同じ。）において作成するものに限る。）については、印紙税を課さない。

一 発行済株式の総数の二分の一に相当する数以上の新株を発行する株式の分割（当該株式の分割に併せて一単元の株式の数を増加させる株式の分割にあつては、政令で定めるものに限る。）により、その株主の有する株式の数に応じて新たに発行する株券

二 一単元の株式の数の変更（一単元の株式の数を二分の一以下に変更する場合に限るものとし、当該変更に併せて株式の併合を行う場合を除く。）により、その株主から提出された株券と交換するために新たに発行する株券

三 第一号に規定する株式の分割又は前号に規定する一単元の株式の数となることに伴い発行される一株の株券及び単元株券及び一単元の株式の数の株券

#### 2

##### 証券取引所に上場されている協同組織金融機関の優先出資に関する法律第四条

第一項に規定する優先出資の発行者である同法第二条第一項に規定する協同組織金融機関が、平成十五年一月一日以後に行われた同法第一百六十二条第二項の規定による優先出資の分割に係る普通出資者総会の決議に基づき平成十五年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に作成する優先出資証券のうち、発行済優先出資の総口数の二分の一に相当する口数以上の新優先出資を発行する優先出資の分

割により、その優先出資者の有する優先出資の口数に応じて新たに発行する優先出資証券（当該優先出資の分割の日の属する事業年度において作成するものに限る。）については、印紙税を課さない。

### 3 省略

#### （利子税の割合の特例）

第九十三条 次の各号に掲げる規定に規定する利子税の年七・三パーセントの割合は、当該各号に掲げる規定にかかるわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下第九十五条までにおいて同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

一 所得税法第二百三十二条第三項及び第二百三十六条第一項各号（これらの規定を同法第二百六十六条において準用する場合を含む。）

二 法人税法第七十五条第七項（同法第七十五条の二第六項及び第八項において準用する場合並びにこれらの規定を同法第二百四十五条第一項において準用する場合並びに同法第八十一条の二十三第二項並びに第八十二条の二十四第三項及び第六項において準用する場合を含む。）

三 相続税法第五十二条第四項並びに第五十三条第一項、第四項第一号及び第二号イ、第六項並びに第七項

### 2-4 省略

5 第二項の規定の適用がある場合における相続税法第五十三条第三項第二号ロに掲げる期間につき納付すべき同項に規定する利子税は、同条第四項第二号ロの規定にかかるわらず、同法第五十二条の規定及び第二項の規定に準じて計算した金額とする。

#### （事務の区分）

割により、その優先出資者の有する優先出資の口数に応じて新たに発行する優先出資証券（当該優先出資の分割の日の属する事業年度において作成するものに限る。）については、印紙税を課さない。

### 3 同上

#### （利子税の割合の特例）

第九十三条 所得税法第二百三十二条第三項及び第二百三十六条第一項各号（これらの規定を同法第二百六十六条において準用する場合を含む。）並びに法人税法第七十五条第七項（同法第七十五条の二第六項及び第八項において準用する場合並びにこれらの規定を同法第二百四十五条第一項において準用する場合並びに同法第八十二条の二十三第二項並びに第八十二条の二十四第三項及び第六項において準用する場合を含む。）に規定する利子税の年七・三パーセントの割合は、これらの規定にかかるわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時ににおける日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下第九十五条までにおいて同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

### 2-4 同上

5 第二項又は前項の規定の適用がある場合における相続税法第四十三条第八項に規定する利子税は、同項の規定にかかるわらず、政令で定めるところにより、第二項又は前項の規定に準じて計算した金額とする。

#### （事務の区分）

**第九十七条** この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次の表の上欄に掲げる地方公共団体が処理することとされている同表の下欄に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

都道府県	第二十八条の四第三項第五号イ、第六号及び第七号イ並びに第三十一条の二第二項第十四号ハ及び第十五号ニに規定する認定の事務、第三十四条の二第二項第十一号及び第十三号並びに第三十七条第一項の表の第十二号の上欄に規定する指定の事務、第六十二条の三第四項第十四号ハ及び第十五号ニ並びに第六十三条第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務、第六十五条の四第一項第十一号及び第十三号並びに第六十五条の七第一項の表の第十五号の上欄に規定する指定の事務、第六十八条の六十九第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務並びに第七十条の四第三十一項（第七十条の六第三十七項において準用する場合を含む。）の通知に関する事務
市町村	第二十八条の四第三項第七号イ及びロ、第三十一条の二第二項第十五号ニ、第六十二条の三第四項第十五号ニ、第六十三条第三項第七号イ及びロ並びに第六十八条の六十九第三項第七号イ及びロに規定する認定の事務並びに第七十条の四第三十項（第七十条の六第三十六項において準用する場合を含む。）及び第七十条の四第三十一項（第七十条の六第三十七項において準用する場合を含む。）の通知に関する事務

**第九十七条 同 上**

同 上	同 上
	第二十八条の四第三項第七号イ及びロ、第三十一条の二第二項第十五号ニ、第六十二条の三第四項第十五号ニ、第六十三条第三項第七号イ及びロ並びに第六十八条の六十九第三項第七号イ及びロに規定する認定の事務並びに第七十条の四第三十一項（第七十条の六第三十七項において準用する場合を含む。）及び第七十条の四第三十二項（第七十条の六第三十八項において準用する場合を含む。）の通知に関する事務

(経済社会の変化等に対応して早急に講すべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律の廃止)

第十四条 経済社会の変化等に対応して早急に講すべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成十一年法律第八号)は、廃止する。

---